

社会福祉法人恵母の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵母の会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき評議員、理事および監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(出張旅費等)

第5条 役員等が、法人の業務のために出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員等の報酬は、毎月20日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
- (2) 非常勤役員等の報酬は、当該会議などに出席した都度、銀行振込とする。なお現金支給も可とする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、平成30年1月24日から施行する。
2. 役員等報酬および費用弁償規程（平成23年12月16日施行）、評議員報酬および費用弁償規程（平成26年11月1日施行）は廃止する。
3. この規定は、令和6年6月21日から改訂施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

区分	報酬の額
理事長業務報酬	月額 258,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会への出席	日額 15,000円
法人の業務のための出勤	日額 15,000円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会への出席	日額 15,000円
法人の業務のための出勤	日額 15,000円

(3) 監事

区分	報酬の額
監事監査	日額 20,000円
評議員会及び理事会への出席	日額 15,000円
法人の業務のための出勤	日額 15,000円

別表3 役員等の出張に関する報酬及び旅費等

区分	報酬の額
出張業務	日額 18,000円
旅費	実費 (但し宿泊費上限20,000円)
その他業務遂行のための経費	実費